

# 八十年前敗戦の実態教訓と 軍国的内務省支配型資料探究

—新しい戦前と日本の禍機再来を如何に防ぐのか?—

小林 昭 三

## 1、はじめに

石破総理戦後80年所感と高市総理教育勅語讚美を問う

「石破総理の戦後80年の所感」として「開戦前に内閣が設置した『総力戦研究所』や陸軍省が設置したいいわゆる「秋丸機関」等の予測によれば、(日本の)敗戦は必然でした。政府及び軍部の首脳陣もそれを認識しながら、どうして戦争を回避するという決断ができないまま、無謀な戦争に突き進み、国内外の多くの無辜(むこ)の命を犠牲とする結果となつてしまつたのか」として、無謀なアジア太平洋戦争開戦の悲惨な過ちを真摯に問う姿勢を示してはきている。しかし、日清戦争

や日露戦争での勝利体験を契機に、富国強兵、領土拡大、植民地侵略と支配に向かい、皇国主義的・軍国主義的潮流を強化し、独裁的国民支配体制構築と無謀なアジア太平洋戦争突入・軍国主義・帝国主義的アジア太平洋侵略の総力戦争へ突進した「戦前日本の本質的誤りと教訓とを解明する」には程遠い分析だ。

高市早苗新総理は石破総理が戦後80年所感を出す事自体にも反対だった。故安倍首相は戦後70周年談話で「日露戦争は植民地支配のもとにあつた多くのアジアやアフリカの人々を勇気づけた」「アジア・アフリカが植民地を脱するように勇気づけた」と植民地支配・侵略戦争の本質を隠した。「欧米諸国が植民地経済を

巻き込んだ経済ブロック化や世界恐慌で打撃を受け日本は孤立し、満州事変・国連脱退・国際秩序挑戦・戦争・敗戦へと道を誤った」と欧米に責任を転嫁した。安倍晋三政治の後継者を自認する高市氏はウェブコラムで「教育勅語讚美」し戦前肯定的型の歴史認識を記した。絶対天皇主義的「皇国の本義」たる「教育勅語」の「日本国憲法に反する教義故の戦後廃止措置」という真実を、まさしく隠した賛美となった。

高市氏は、コラム『美しく強い日本』シリーズ①「日本民族の素晴らしさ（2012年8月）(1)」で、「現在においても、世界一の御皇室を戴き優れた祖先のDNAを受け継ぐ日本民族の本質は、基本的には変わっていないのだと感じます。しかし、敗戦後の占領期にGHQが違法に行った最高法規の変更や社会システムの解体、教育勅語の廃止などにより多くの良き精神文化が衰退してきたのも事実です」と教育勅語の廃止措置は違法と断ずる(1)。

更に、⑩国家の基本は教育（2012年9月）では、「私が幼い頃に両親が繰り返し教えてくれたのは、「教育勅語」（教育ニ関スル勅語）明治23年10月30日」でした。小学校に入る前から全文を暗記していたのだとい

う両親が、楽しそうに声を合わせて唱える姿が好きでした(1)。内容は、「子は親に孝養を尽くす」「兄弟姉妹は互いに力を合わせて助け合う」「夫婦は仲睦まじく解け合う」「友人は胸襟を開いて信じ合う」「自分の言動を慎む」「全ての人々に愛の手をさしのべる」「学問を怠らず職業に専念する」「知識を養う」「人格を磨く」「進んで社会公共の為に貢献する」「法律や規則を守り、社会の秩序に従う」「国難に際しては国のために力を尽くす」という徳目で、子供にも分かり易いものでした。現代においても尊重するべき正しい価値観ですし、子供も大人も覚えて繰り返し唱和することで、日本人全体が心を合わせて道徳を実践する空気を醸成した(1)と、親子親族・社会での「普通でよく常識的な11徳」をことさらに讚美して、「この見事な教育勅語は、敗戦後のGHQ占領下で廃止されてしまいました。日本が独立統治権を失っている間に壊されていったものは余りにも大きく、政治体制、教育政策、精神文化など多岐に渡って、その影響は現在にも及び続けています」と勅語絶賛、廃止は違法と主張する。「神聖にして侵すべからざる」天皇（帝国憲法3条）を頂点に大家族的民族共同体国家とする勅語の「神話的な国体観」強要の

違法性を認めない。「皇君のため一身を捧げよ」と主君が民に命ずる「皇国の本義・皇国主義」、即ち「主権在君（主権は在民でなく皇君に在る）」の本質を隠す。「皇祖皇宗の子孫たる者及び臣民たる者が、一旦緩急あれば義勇公に奉じて天壤無窮の皇運を扶翼すべし」（いざ戦争というときには命を投げ出して天皇陛下に忠義を尽くして国体を守りなさい、と小学で教えた）を「国のために力を尽くす」に変え本質を隠す。

更に、安倍晋三首相が「戦後レジームからの脱却を掲げ」多くの国民が賛同したことは時代の転換点を作る契機となりました。その第1歩が「教育基本法」の改正であり、日本人の手で「日本国憲法」を創ろうとする動きです。・安倍元首相の教育基本法改悪は憲法改悪を目指す戦後レジーム脱却への時代転換です」と①⑩で記した（1）。

## 2、「主権在君」の「教育勅語」は

### 憲法違反で廃止措置

高市氏はこうしたコラム記載で「戦後レジーム脱却」と「教育勅語は正しい価値観」との主張を基礎にした「家族基本法案（仮称）」を考案中だと記載している（1）。

こうした歴史修正主義的な教育政策への暴走は到底許し難い。

阿部俊子前文科相は、こうした高市総裁のコラム記載を、本年10月10日の閣議後の記者会見で問われて、「高市総裁のホームページに記載があることは承知しているが趣旨は承知していないのでコメントは差し控える」、「積極的に教育勅語を教育現場に活用しようという考えはない」と答えた。安倍政権時代に下村博文文科相は平成26年4月の記者会見で、「教育勅語そのものの中身は至極まっとうなことが書かれていると思う」と同様に発言した。同じ日の参院文教科学委員会で、「教育勅語の中身そのものについては今日でも通用する普遍的なものがあり、この点に着目して学校で教材として使うことは差し支えないと思う」と答弁した。政府は平成29年3月には、「教育勅語をわが国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると考えているが、憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではないと考えている」とする答弁書を閣議決定しているのである。そもそも、この「教育勅語」は、1948年6月19日の衆議院議決で「神話の国体観」

や「主権在君」に基いている事実は「民主平和国家」「主権在民」を標榜する日本国憲法に違反していると考え、憲法の最高法規性を規定した日本国憲法第98条に基づいて「教育勅語等排除に関する決議」が行われた。こうして「教育勅語」は「陸海軍軍人に賜はりたる勅諭」、「戊申詔書」、「青少年学徒に賜りたる勅語」などの「教育に関する諸詔勅」と同時に排除された。同日、参議院でも「日本国憲法の人類普遍の原理に則り教育基本法が施行された結果「教育勅語」等の諸詔勅は既に廃止されてその効力を失っている」が明確にされた。

「無謀なアジア太平洋戦争への突入を何故避けられなかったか」との石破総理所感の問いに答えるには、大日本帝国憲法の「皇国の本義・皇国主義」を掲げた「教育勅語」体制に特徴的な「内務省支配型の国家・地方支配統治体制」に立ち入る事がさげられない。戦時中にくわしく「内務省支配型の国家・地方支配統治体制」が如何に本格化を遂げたのかの分析抜きには、日本全国中枢から地方末端に至る軍国主義的な実態の解明は不可能だからである。

教育勅語を祝祭日学校儀式で学校長奉読・主権在君

## 規定

祝祭日儀式規定（1891年文部省令第4号）や、1900年（明治33年）に定められた小学校令施行規則（1900年文部省令第14号）などにより、祝祭日に学校で行われる儀式では教育勅語を学校長が奉読（朗読）すること等が定められ、教育勅語は教育の第一目標とされるようになった。紀元節（2月11日）、天長節（天皇誕生日）、明治節（11月3日）および元日の四大祝祭日に学校儀式が行われ、全校生徒に向けて校長から教育勅語を厳粛に読み上げられる、全員で天皇・皇后の万歳を唱え、君が代、天長節・明治節などの儀式唱歌を歌う。「教育勅語」の謄本が全国の諸学校に配布され、御真影（天皇・皇后の写真）と共に奉安殿に丁寧に納められ、それが天皇制教育のシンボルとして崇（あが）められた。天皇（御真影）と教育勅語（天皇のお勅語）の前で学校儀式・天皇命令の教育が行れた。「皇軍象徴・軍旗と軍人勅諭」前で「上官の命は直に朕が命」と誓うと同様に。実は「文部大臣西園寺公望は教育勅語が国家中心主義に偏り過ぎ国際社会の日本国民の役割に触れない等を危ぶみ第二教育勅語起草も大臣退任で消えた（草稿現存・立命館大所蔵）」との話

題が注目された。

日本帝国憲法（1889年紀元節發布）は文民優位（政治優位）原則が無い。第11条で「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」により「天皇が軍隊を指揮する統帥権は文民から独立した大権とされた。軍令（作戦・用兵に関する統帥事務）は國務大臣でなく、統帥部（陸軍參謀總長、海軍軍令部總長）が補翼する慣習とされた。統帥権独立の源流は当時の元勳・藩閥は「政治家が統帥権も握り幕府政治の再興する恐れ」や「政治的な党利党略に軍が利用される恐れ」を防ぐためとした。「文民優位の歯止め無い中で、必敗戦争突入を制御し得ない中の軍部独裁が不可避な実態」となった。

### 3、天皇制公教育崩壊学徒動員・

#### 兵事資料・学校日誌記録

学徒動員実施協議会が新潟県庁で開催されたことに関する戦時中文書資料(2)を新潟県立文書館で見つけた。「戦時教育令（1945年5月22日）」の一年前の1944年5月23日には、石川県の「少年学徒動員労働本部」を設置の報告。福井県の「学徒動員労働事務局・委員会」設置の報告。新潟や長野や富山県等でも学徒動

員を考究中であるとの報告等がされる（これ等は焼却が免れた希少な史料と思われる）。戦時教育令による1年間の全的教育休校措置に至る1年前に、青少年学徒動員労働員を実施する本部や実施に向け学徒動員体制の準備が整う状態に入った北信越全地域の戦争動員状況が詳細に報告された(2)。

上級学校や専門学校の2年生以上、中等学校の3年生以上を通年学徒動員労働員することを可能とした。その効果的な体制を構築する鍵は「学校の学徒指導・行政の動員指導・工場の勤労指導」を「行政・学校・工場」三位一体の連携をした取り組みにある。という1944年度時点の学徒動員労働員体制が各県庁で協議された資料である。その公教育崩壊過程を示す「史実資料（戦争犯罪記録の焼却を消滅を免れた）」探究を進ませた。

その新潟県庁での協議会の協議事項は、次の①～⑤の5項目として簡潔に示している。①学徒動員の目的：1994年1月18日の閣議決定（4か月学徒動員決定）と3月7日の閣議決定でその「通年動員原則」に変更。②卒業年度のは「通年とは卒業までの期間」となる。③戦力増強に挺進するため、学業を一時放棄して、

勤労即教育の建前からである。工場が生産力不足を補充するという便宜的な措置ではなく、学徒の純真な忠誠心・統制ある規律行動により、工場を明朗性純化し、もって工場能率の増進にある。学徒能力の効果的發揮が出来るよう考慮されたい。④陸軍は学徒の動員は勤勞（生産増強）・軍教（軍事能力の増強）・授業（学科の指導）の順に重要としている。⑤軍需省・航空総局意向では「学徒は文部省からの養子でなく文部省に籍ある里子」で「工場協力者で十分注意が必要なもの」と考えた教育崩壊の戦時動員実態なのである。

アジア太平洋戦争開始（1941・12）約二年後（1944年）に学徒動員実施が北信越地域で開始した。その翌年1945年度は戦時教育令で公教育授業全面休止・8月14日ポツダム宣言受諾・「直後に戦時的兵事関連資料の全面的焼却命令焼却」・8月15日敗戦に至る。即ち、残虐・無謀な大戦開始満2年程で中学以上学徒の学業休止後、約3年で学童疎開・学徒動員・戦用労働動員・学業全面休止・5か月弱で大空襲・原爆・敗戦に至るポツダム宣言受諾決定（1945年8月14日）直後から、陸軍と海軍の軍関係資料が組織的に焼却された。例えば、陸軍の場合は同日

中に全部隊に機密書類の焼却が命令された。師団長・聯隊区司令官・管轄警察署長から各町村長に電話で焼却が命令され、全国市町村で大量の兵事関係書類が一斉に焼却された。戦争責任や戦争犯罪の証拠資料の隠滅命令でもあった。焼却消滅を免れた希少価値ある『上越市史別編7・兵事資料』には、その悲惨な実相が収集・記載された(2)。

しかし、自治体史の編纂の中で、焼却を免れた多くの兵事書類の発見が相次いだ。富山県の旧庄下村の兵事書類は、兵事係が貴重な兵事書類の焼却は忍び難く自宅に隠し保管された。こうした兵事係が秘匿した例が富山県・栃木県・東京都・茨城県・福岡県の5県もあった。更に、静岡県や上越市域の和田村・高士村の役場では焼却されずに兵事書類が保管されていて大量に発見された。特に上越市域の役場に大量に残された兵事資料は全国的にもきわめて珍しいとされる資料が多い。6県の村毎に『兵事関係の範囲』がかなり相違する実態は、焼却命令の実施範囲が村毎に相違した実態解明分析による編集がされた。その兵事文書の焼却命令や処理状況の違いの示す詳しい兵事実態も比較評価された。その『上越市史・別編7兵事資料』の目次

は、次に示す様に年次のな章立とされた(3)。

第1章：兵役法体制成立期・1927年〜満州事変以前・  
第1節：陸軍の徴兵・第2節：海軍の召募・第3節：兵  
事行政・第2章：満州事変期(満州事変開始〜日中戦争  
開始以前)・第1節：陸軍の徴兵・第2節：海軍の召募・  
第3節：「銃後」の援護・第4節：兵事行政・第5節：  
その他・第3章：日中戦争期(1937年7月〜194  
1年6月)・第1節：陸軍の大量動員・第2節：海軍の  
召募・第3節：「銃後」援護の拡大・第4節：兵事行政・  
第4章：アジア太平洋戦争期(1941年7月〜194  
5年8月)・第1節：陸軍の「根こそぎ」動員へ・第2  
節：海軍の召募・第3節：激変する「銃後」の援護・第  
4節：「本土決戦」態勢と敗戦・第5節：兵事行政・第  
6節：その他。

### 「市町村役場の兵事業務と兵事資料」で見る兵役業務実態

大日本帝国憲法(1889年)により「兵役の義務規定(第20条)」の国民皆兵原則になる。1873年の最初の「徴兵令」から明治憲法の「改正教育令」で国民皆兵の兵役の義務の履行を計画的・組織的な制度として執行する。内閣・陸海軍省・内務省から下は、市

町村兵事係に至る「兵事行政に係る様々な組織」間連携強化の兵事業務をする。

特に、兵事を担当する性質上、兵事係は軍関係筋、警察署、在郷軍人会、軍事援護会、青年訓練所(後に青年学校)、諸学校と連携する兵事業務の遂行が必要にされた。その具体的な実例が「上越市史・別編7」の「市町村役場の兵事業務と兵事資料」で明瞭に記録された(3)。具体的には、徴兵検査、兵籍照校、徴募、簡閲点呼、平時招集(演習招集、教育招集等)、動員(充員招集、臨時招集、馬や車両の挑発)、軍事援護、慰問・慰霊、国防献金、国防思想の普及、等々と多岐にわたるものだったと強調されている。但し、『別編7』は、1927年から敗戦迄の「新兵役法時代の兵事業務記録・兵事資料」である。その間、徴兵制は軍事役割外の皇国臣民統合の役割を裏面で持っていた。

兵役法の第1条では、男子に兵役義務を定め「20才から徴兵検査を受検し、現役に適する者は抽選で役種に編入する」等とされている。兵役種は第一国民兵役と第二国民兵役があり、17歳から第二国民兵役に服することになっているが、すぐ兵籍に登録されるわけではない(志願兵はすぐ兵籍に登録されるが)。満20歳

(徴兵適齢年齢) になると徴兵検査を受け、各役種に編入される(その要点だけ次記載する)。陸軍の場合…兵役には適する者の中から、抽選で必要な人数を入学させ、現役(2年)、予備役(5年4月)、後備役(10年)となる。その後は、第一国民兵役に復する(40才まで)。抽選で外れた合格者は、第一補充兵役(12年4月、軍隊で教育等を経て、その後は、第一国民兵役に復する(40才まで)。そして招集の対象になる兵籍名簿に登録される。教育召集により軍隊で教育を受けた者は、補充兵役終了後は第一国民兵役に服する。徴兵検査で、国民兵役には適するが現役には適さないとされたもの、他で、第二補充兵役(12年4月)を経て兵役に服する場合は、通常は招集対象でなく兵籍登録もない。海軍の場合も役種等は陸軍同様で、内容的相違点の詳細は省略する。

### 陸海軍省と内務省による皇国化的軍国主義制度の推進策

焼却隠滅軍命措置を免れ残存した町村兵事書類の希少事例的編集書『上越市史・別編7』での町村兵事業務に係わる内務省の皇国民錬成と国民精神動員の強化政策は、兵事業務体制の軍国主義化実態と過程を浮き

彫りにした。

特に、昭和初期に上越地域がどの様に戦争に関与したかが、明らかになる上で、特に貴重な文書である。そうした新潟県上越地域に係る記録の中で在郷軍人会をめぐむる状況や国民精神総動員運動実態に関する幾つかを示そう。

第1章の兵役法体制成立期から満洲事変まで…陸軍が国民世論の支持なしでは戦争遂行が困難と判断し、学校教練や青年訓練、在郷軍人会の活動強化を図り記録として次を挙げる。「社団法人帝国軍人後援会は在郷軍人会や除隊者の就職斡旋、と在郷軍人等の警察管史・警務管史登用希望者に予備演習を開催する(No.84)」。満洲事変に前後して陸軍各師団が国防思想普及運動を(模範充員招集、講演会、映画上映等)を実施した。「在郷軍人会は私設団体から勅令団体になる、陸海軍大臣の直接監督化で統制強化一段強化された」。次の日中戦争期に、軍・官・民挙げての総動員体制に向い、その時点で本格化される。

第2章の日中戦争期…新潟上越地域から歩兵第30聯隊留守隊・歩兵第58聯隊が上海戦線投入された。軍・官・民挙げての総動員体制必死化・学校教練終了特典

(在営期間短縮) 廃止(1937年)になる。未入営補充兵教育を「勅令団体・在郷軍人会」が本格する。近衛内閣が「国民精神総動員実施要項」閣議決定(1937年)し、「国民精神総動員(精動)本部」の1940年発足となる。同年9月の内務省の「部落会・町内会等整備要綱」発表後、部落会・町内会・隣組等は「勅令団体が在郷軍人会」や「精動本部」と緊密連携で精動運動を推進した。上記の市町村の兵事業務は部落会・町内会・隣組等の組織連携下に吸収される。

第3章のアジア太平洋戦争期は東条英機内閣発足(1941・10・18)直後から「兵役法改訂・丙種合格者も召集」と検査者全て召集で徴兵検査は無意味となる。1941・12・8太平洋戦争開始・上越地域は1943・11・8海軍志願兵徴募。市町村長・翼賛壮年団・在郷軍人会・婦人会・寺院等の緊密な連携で志願者開拓・適格者全員志願を指示(No.326)。1945・3・6「国民勤労動員」・同・6・22「義勇兵役法公布・本土決戦体制下・義勇戦闘隊強化」も国民義勇隊の編成は「拙劣にしてその関心極めて低調」と「国民義勇隊編成促進に関する件通牒」(在郷軍人会和田村分会『1945・45・発来』)が出る実状・鉄道・船舶・船舶救

難の3部門が国民義勇隊戦闘隊は終戦8月に編成が敗戦を迎える(No.311・325)という兵事記録資料である。兵力尽き拙劣な戦闘隊編成へと国民に義勇を無理強いする「臣民を皇君への義勇公に奉じさせる本土決戦」段階への国民精神総動員令を発して戦死を強い、無謀で残虐な敗戦期の膨大な犠牲者・戦死者を不可避化した侵略戦争の敗戦なのだ。それは「根こそぎ」動員に至る兵員不足の上越地域状況や、総力戦下で日本の技術者と労働力欠乏で全国学徒勤労動員・戦死者急増に至る記録集だ。日中戦争後の戦場の過酷さ・将兵と遺族の無念で悲惨な人生・学業放棄・学徒動員・疎開・故郷焼失等々記録された。

#### 4、「戦時教育令」による

##### 天皇制公教育体系崩壊の経緯

アジア太平洋戦争末期には「決戦教育措置要綱(45年3月18日閣議決定)」後の、1945年5月22日に「戦時教育令」が天皇から上諭され、日本全国と全地方の教育組織の中核たる国民学校校長を経たトップダウン指令として全国一斉に決戦教育措置の執行が指示された。国民学校には、学徒隊が構築されて学徒動員

の執行が指示された。

全国のかつ全地方的な学徒隊の連携をどうするか。校長・教職員・各家庭・学校生徒による組織的系統的指示伝達と執行をどうするか。全国の知事・市長村長・地方行政組織・警察署から軍隊に至る緊密な連携で戦時教育令発出から全面实施に至る際に、国民学校の校長は全地方的な連携構築のキーパーソンだった。戦時教育令上諭日に学徒隊結成の国民学校例も多々あった。天皇上諭の権威で、戦時教育令が教育現場での緊急な具体化が新聞や学校日誌に記録された。その際、校長がトップダウンで学校と市町村と警察や工場や軍関係者への連携役と執行役を務め、学徒隊の艇身動員をする中の教育的役割の強化的実現が目指された。だが、それは不可能で、天皇制教育体系の崩壊過程を具現化した。家庭や学徒と青年学校・市町村行政・警察組織・軍事組織間の連携中核役を校長に強いた。その際も、教育勅語を全校生徒に校長が勅諭朗読する儀式と徴兵令執行機能との連動で、生徒・教職員・父兄・地方行政・警察署・軍隊間の連携強化の機能を有していた。

「戦時教育令」の導入で、1年間の授業停止と戦争

への生徒総動員・学徒隊形成・学童疎開・等々が教育現場における校長を中核にして、どの様な手順と運営・実施の組織で如何に発動され執行されたか、という「戦時総動員・戦時教育令時の天皇制公教育崩壊過程の詳細な記録」が「学校日誌等」に簡潔明瞭に記述されていた(4)。しかし、多くの貴重な資料は、ポツダム宣言受諾決定時に「戦争責任の証拠資料隠滅たる焼却指令」が実施され、その殆んどは焼却焼失された。しかし、その証拠隠滅や焼失を免れたごく少数の学校日誌や「徴兵令実施の実務担当市町村役所作成の兵事資料」等が発見されてきている。焼却を免れるように意図的に隠されて保存し得たものも多い。敗戦(同年8月15日)に至る迄の「本土決戦に向けた学校教育の全面的崩壊過程(1年間授業停止・生徒総動員と学徒隊形成・学童疎開)」迄の生々しい実態と教訓を解き明かすには、その記録の探索と探究が欠かせないものだった(4)。

学校日誌等の探索研究の最初のきっかけは北海道立文書館での「北海道小清水村日新国民学校の学校日誌」の記述発見に始まる。「1945・5・22の職員朝会時に戦時教育令について説明解釈さる」と記述されて

いた。同日は「戦時教育令」の公布日で、さらに「同令に基づく学校経営(6・2)」、「学徒隊結成式挙行(6・30)」、「戦時教育令関係集(8・2)」、「戦時教育令協議会(8・4)」等と同令の同校に於ける一連の具体化の進展が明確に記述されていた。従って、こうした各地の「学校日誌」さらには「教務日誌、当直日誌、疎開先日誌、寮生日誌」等一次資料の探索研究を「戦時教育令の研究」では特に重要と考えるに至ったのだ。

その「日新国民学校の学校日誌」では、「戦時教育令」の具体的実践として、国民学校の校長は「地域の家庭・学徒・青年団・行政と青年学校」を繋ぎ連携させる役割を担うキーパーソンとなった。その連携のため各所をめぐり多忙な活動の中核的役割を果たした事は注目される(4)。

学校関係者が残した富山師範女子部附属代用校であった堀川国民学校における「戦時教育令下の同学校の学徒隊活動記録資料」には、富山県での学徒隊の活動が詳細に記述されている。富山空襲で堀川学校は全焼したが、堀川学校関係者が同校の学徒隊活動に関する配布資料を自宅保存し、『昭和20年度記録・堀川小学校』を焼かずに残した貴重記録がある。当時、戦時教

育令と文部省訓令の謄写版印刷物が配布されその執行を指示されたが、その特に重要部分には波線が引かれている。これを受け、富山県は1945・7・8に学徒隊の結成式を挙行した。行動隊となる「当校学徒隊機構」が隊長(当校校長)、副隊長(1名)、隊附(3名)がトップに位置し、その下に4つの大隊(高等科・高学年・中学年・低学年の各大隊)、その下に8つの中隊(高等科男子中隊・高等科女子中台)等々。その下に全担任教師が隊長になる(教師名)隊が編成される。下に4つの班が置かれた(級長は第1班、2、3、4班)。このように、戦時教育令の施行規則・第1条の指示(大隊、中隊、小隊、班等にこれを分け)に沿う隊結成をした。同第2条の「食料増産、軍需生産、防空防衛、重要研究、等戦時に緊切なる要務」等の皇国民錬成を実施した。その詳細を記録した当時の全資料の解説である。国家総動員法下の新聞事業令(1941年)1県1紙とされていた。戦時教育令の報道が1945年5月22日行われ、大活字で「異例の上諭を賜う」とされ、「学徒隊を結成すること」が各学校での緊急の至上命令とされるという事や、その挺身隊を如何に組織するかの方策、等が全国一斉に報道された。戦時教

育令上諭日に学徒隊結成の国民学校例も多々あった。

天皇上諭の権威で、戦時教育令が教育現場に如何に指示した新聞や学校日誌に記録された。その際、校長がトップダウンで学校と市町村と警察や工場や軍関係の連携役を執行役を務め、学徒隊の艇身動員をする中学校の教育も実現が目指された。だが、それは不可能で、むしろ天皇制公教育の急速な崩壊の過程が、明瞭に浮かび上がるといような実態だった。その公教育の全面的崩壊に至る悲惨な敗戦への過程に於ける「内務省による反戦的思想の弾圧を含む抑圧的な臣民の支配と管理による支配をするという国家・地方支配の実態」を、市町村兵事記録集『上越市史別編7』や、文献(4・5)の戦時分析等で辿った。

## 5、おわりに

### 帝国憲法天皇制・内務省管理の

#### 県町村行政支配の実態

「神聖にして侵すべからざる」天皇を頂点に、大家族国家的臣民支配体制へと「大日本帝国憲法(1889年)」と「教育勅語」に基づく「内務省管理型の県市町村行政」を執行した。これを中核にした「国家と

地方の行政の仕組み」で、無謀な侵略戦争を組織し無残な敗戦に導いた。その際、国や道府県の長や市町村の長は如何に定められ、如何に機能して来たか。知事や市町村長の地方行政の実態は如何様であったか、その史的変遷をここで確認しておこう。

明治の自由民権運動等の高まりから国会開設に至るが、衆議院議員選出の選挙権は、「国税15円以上納める25歳以上の男子」にのみが認められる身分格差のままである。1900年改正で所得制限はやや緩和されたが「納税額と投票権付与年齢」の引き下げがその後の争点とされた。大正デモクラシー運動下で納税額の制限が無い「男子のみの普通選挙法や女性参政権獲得運動が高揚した。その衆議院議員普通選挙法改正公布(1925年・2月)直後、3月、治安維持法案成立4月公布(ロシア革命の社会変革を恐れた枢密院の圧力・普通選挙法と交換条件説)された。

他方地方自治では、内務省成立当初から、府知事・県令(1886年以後県知事と命名)の人事権は一貫して内務省にあり、内務省官僚が主に各地の知事に派遣された。1888年(M21)には補助的の地方制度として「独立性ある市町村制」を開始し、市長は内務大臣

任命・市の執行機関は市参事会（市長・助役・参事会員）となる。助役・参事会員は市会が選出する。町村長は町村会が選出した者を府県知事が認可する。町村での直接国税2円以上に町村長選挙権を与え、納税額で市会は3級・町村会は2級の選挙が実施された。その後、国会と同時期の1926年に、市長村長は独立した任命制下の市政制度（納税額制限無し・内務大臣任命や府県知事認可無し・市町村会選出）に変わった。

しかし、満洲事変・日中戦争期・大立洋戦争の皇国・軍国化した総力戦中には、治安維持法下の内務省と検察による反戦派と左派の政治家の根こそぎ弾圧と逮捕というようなファシズム体制に至った。普通選挙どころか内務省支配型の皇国的県市町村行政に先祖返りしたのである。1940年には、既存全政党が解体され「大政翼賛会」となる。以後は「軍部と内務省独壇場の軍部隠れ蓑的政治集団化」し、「大政翼賛会」は政府の支配を正当化する道具になった。更に戦況が急速に悪化し、本土決戦近しとの判断で、全国8ブロック地方総監府設置（1945・6）による内務省による地方行政支配強化に至る。敗戦後、占領軍は最初に軍国主義の牙城として内務省を解体した。1946年に東

京都制・府県制・市町村制改正・知事公選制に至った。何故この様な戦前日本の誤りがもたらされたのか。

その全貌は全国の県市町村の兵事資料記録や学校日誌等で明らかにできるはずだが、事実はその戦前の戦時証拠書類は、前述した様に、戦争犯罪追及を恐れた陸海軍の命令で一斉焼却された。だが、新潟の上越で大量の兵事資料が焼却を免れて発見され『上越市史別編7・兵事資料』へと集大成された。市町村の徴兵制に基づく兵事業務は、軍事役割以外にも、皇国の天皇と臣民を統合し、市町村民と学校生徒と兵事業務等の結びつきを強める役割を裏面で持った。全国の知事・市長村長・地方行政組織・警察署から軍隊に至る緊密な連携で戦時教育令上論に基づき、全面实施に至る際、国民学校の校長は全地方的連携のキーパーソンだった。学校長のトップダウンで学校と市町村と警察や工場や軍関係者への連携役と執行役を務め、学徒隊の艇身動員する教育的役割の強化が目指されたが、実際は天皇制教育の崩壊過程となった。家庭や学徒と青年学校・市町村行政・警察組織・軍事組織間の連携中核役を校長に強いた。その際、教育勅語を全校生徒に校長が勅諭朗読する儀式と徴兵令機能等の連動は、「生徒・教

職員・父兄・地方行政・警察署・軍隊」の連携強化機能とされた。

故村山総理（2025年没）は戦後50年談話で「国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によつて、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました」とした。安倍70年談話や、石破80年所感でも、「植民地支配と侵略によつて、多くの国々、アジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた」との戦争の本質には触れない。逆に、天皇を元首とする「主権在君的な国体の本義」へ先祖返る憲法改悪で、現政権閣僚に「参政党や日本会議」とが裏で連携強める動きもある。更に、自民・維新連立による9条改憲で「集団的自衛権国防軍明記」し平和憲法改悪策動開始中の現政権は、皇国的・内務省支配・徴兵制による軍国主義の誤りを二度と繰り返さない決意を示さない。戦前の軍部と内務省による家父長的大家族国家体制化で植民地侵略拡大のファシズム戦争に突入した誤りに真正面から向き合う事が今こそ最重要な戦後80年を迎えた。ところが、高市首相は「台湾有事が日本が集団的自衛権を行使できる存立危機事態にあたる」と明言

し（歴代首相は明言を避けきた）、中国からの猛烈な抗議を呼んでいる。インド・中国・アジアからの融和と平和に寄与する潮流への逆行を謀る。安全保障関連3文書凶悪化と非核3原則見直し（核所有願望）や国家機密法案検討、を狙う。そうした戦前日本の再来を許さない確かな道筋が問われている。

#### 参考文献

- (1) 高市早苗コラム・<https://www.sanae.gr.jp/colum.html>
- (2) 産陸発第19号・S19・6・5・新潟県庁学徒勤労動員協議・工場側希望回答と検討・大日本産業報国会・新潟県立文書館所蔵
- (3) 『上越市史別編7兵事資料』上越市編纂委員会・上越市・(2000) 小林啓治著 『総力戦体制の正体』・柏書房・(2016) 前書も再分析。
- (4) 齊藤利彦・森川輝紀・逸見勝亮・前田一男・須田将司・共著『戦時教育令』の研究』・東京大学出版会・P233 (2025)。